

令和2年度 景観評価委員会

報告事項1 越谷市景観計画施行状況について

事前協議申請（景観条例）

- ・R1以降の傾向：工作物の建設に関する事前協議が増加
 →携帯電話基地局の建設によるものが増えたため
 ：越谷レイクタウン特定地区内の事前協議が減少

行 為	件 数								
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	計
建築物の建築	18	58	59	59	68	48	29	20	359
建築物の外観の変更	2	1	2	2	3	7	0	3	20
工作物の建設	2	1	6	3	3	7	16	18	56
工作物の外観の変更	1	6	0	0	0	0	0	0	7
計	23	66	67	64	74	62	45	41	442

地区名	件 数								
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	計
一般地域	14	40	36	39	34	41	36	36	276
越谷レイクタウン特定地区	9	18	27	18	26	11	3	2	114
元荒川沿川特定地区	0	8	4	7	13	8	5	3	48
旧日光街道沿道特定地区	0	0	0	0	1	2	1	0	4
計	23	66	67	64	74	62	45	41	442

※R2.9.30時点²

景観法届出（法第16条第1項、第2項）

・R1以降の傾向：事前協議同様

土地の形質の変更(農地→駐車場等)も減少傾向

行 為	件数								
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	計
建築物の建築	15	59	55	63	67	49	30	20	358
建築物の外観の変更	2	1	1	2	3	6	0	3	18
工作物の建設	2	4	6	3	3	7	15	20	60
工作物の外観の変更	1	3	0	0	0	0	0	0	4
開発行為	2	4	2	1	5	2	1	1	18
土地の形質の変更	2	5	18	18	19	31	11	3	107
物件の堆積	4	12	11	6	10	7	6	3	59
計	28	88	93	93	107	102	63	50	624

地区名	件 数								
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	計
一般地域	18	59	62	64	62	79	53	44	441
越谷レイクタウン特定地区	10	21	26	21	26	11	3	2	120
元荒川沿川特定地区	0	8	5	8	18	10	6	4	59
旧日光街道沿道特定地区	0	0	0	0	1	2	1	0	4
計	28	88	93	93	107	102	63	50	624

※R2.9.30時点 3

景観法計画通知（法第16条第5項）

- ・R1の傾向：工作物の建設が増加
→防災無線基地局の改築によるもの

行 為	件数								
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	計
建築物の建築	3	5	5	9	3	4	2	1	32
建築物の外観の変更	0	1	1	0	3	1	1	0	7
工作物の建設	0	0	0	0	0	0	10	0	10
工作物の外観の変更	0	0	0	0	2	0	1	1	4
開発行為	0	0	0	0	0	0	1	0	1
土地の形質の変更	0	0	0	0	0	0	0	0	0
物件の堆積	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	3	6	6	9	8	5	15	2	54

地区名	件 数								
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	計
一般地域	2	6	6	9	5	3	11	1	43
越谷レイクタウン特定地区	0	0	0	0	3	1	1	0	5
元荒川沿川特定地区	1	0	0	0	0	1	3	1	6
旧日光街道沿道特定地区	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	3	6	6	9	8	5	15	2	54

※R2.9.30時点

景観アドバイザー依頼（件数）

行 為	件 数								
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	計
建築物の建築	2	7	4	1	4	0	2	1	21
建築物の外観の変更	0	0	1	0	1	0	0	0	2
工作物の建設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
工作物の外観の変更	0	0	0	0	0	0	2	0	2
開発行為	0	0	0	0	0	0	0	0	0
土地の形質の変更	0	0	0	0	0	0	0	0	0
物件の堆積	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他※	0	3	0	0	3	2	0	0	8
計	2	10	5	1	8	2	4	1	33

※屋外広告物、街区表示板(レイクタウン地区)、橋梁の塗り替え(しらこぼと橋)、大沢橋周辺の水辺空間

地区名	件 数								
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	計
一般地域	1	3	2	0	1	0	1	1	9
越谷レイクタウン特定地区	1	5	3	1	1	0	1	0	12
元荒川沿川特定地区	0	2	0	0	6	2	2	0	12
旧日光街道沿道特定地区	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	2	10	5	1	8	2	4	1	33

※R2.9.30時点 5

景観アドバイザー案件の報告

①大相模保育所（新築）の色彩

②中堀橋（補修）の色彩【令和元年度案件】

③越谷市新庁舎（新築）【令和元年度等案件】

①大相模保育所（新築）の色彩

○景観形成における庁内組織（都市デザイン協議会）

目的：越谷市の特性を生かした個性ある景観形成を図ること

協議事項：景観形成の指針の策定に関すること

景観形成の調査・研究に関すること

景観形成について、関係部課相互の連絡調整に関すること

組織構成：関係課22課

公共施設景観形成

特別部会

対象：公共建築物

構成：都市計画課、営繕課、
施設所管課の3課

公共施設景観形成

専門部会

対象：公共建築物以外の公共施設

構成：公共工事関係9課

①大相模保育所（新築）の色彩

助言日：令和2年(2020年)7月22日(水)

相談内容：公共施設(大相模保育所)の色彩に係る相談

アドバイザー：田邊 学 氏

【工事概要】

供用開始：令和3年(2021年)4月1日(予定)

工事場所：越谷市大成町二丁目287番地3外

敷地面積：2,627.11m²

構 造：木造平屋建て

延床面積：914.97m²(1階：904.49m²、塔屋：10.48m²)

①大相模保育所（新築）の色彩

【景観計画の位置づけ】

- ・一般地域
（田園・集落景観ゾーン）



①大相模保育所（新築）の色彩

＜市案(依頼内容)＞

- ・景観形成の基本的な考え方として、全体のコンセプトを「子どもたちが安心でき、安全で快適に過ごせる施設」と設定
- ・色彩は下図及び次スライド図のとおり検討



①大相模保育所（新築）の色彩

<市案(依頼内容)>



①大相模保育所（新築）の色彩

＜アドバイザーからの回答 1. 外壁（ベース色）＞

- ・外壁①（ベース）で市が選んでいるのは単色塗装品です。一方で、二色塗装品は、陰影がつき外壁材としての風合いは良くなりますので、**二色塗装品の中から選定することを検討して下さい。**



①大相模保育所（新築）の色彩

＜アドバイザーからの回答 1. 外壁（ベース色）＞

市案



EPA322G 5YR5/2
プリミエMGホワイト

アドバイザー助言



EFF181Y 2.5Y8/2
メラートMGホワイト



EFF012P EFF012Y 2.5Y9/1
エルフィンMGホワイト



EFF052P EFF052Y 5YR8/1
クアラMGアイボリー

アドバイザー助言を受けて、
クアラMGアイボリーを採用

①大相模保育所（新築）の色彩

＜アドバイザーからの回答 2. 屋根＞

- ・茶系の選択は良いと思いますが、「コゲチャ」よりも「ブラウン」の方が色味があり、柔らかい印象になると思います。

市案



アドバイザー助言



管理上の理由(錆の有無を確認しやすい)や、経年劣化による日焼け等を考え、コゲチャを採用



①大相模保育所（新築）の色彩

＜アドバイザーからの回答 3. 門塀、柵類＞

- ・周辺に農地等の残る環境ですので、フェンスの立ち上がりの塗装色については、維持管理を考慮するとあまり白くしない方が良いでしょう。
- ・外壁②(アクセント)に近い色の方が落ち着きがあり汚れにくいと思われます。

市案



アドバイザー助言



ミルトMGベージュ(5YR5/2)

アドバイザー助言を受けて、外壁②(アクセント)に近い色を採用

①大相模保育所（新築）の色彩

＜アドバイザーからの回答 4. インターロッキング＞

- ・インターロッキングについては、**赤茶色よりもベージュ系の色彩をおすすめ**します。
- ・複数色を組み合わせてまだら状になるよりは、**単色の方がすっきりとまとまります**。

市案



茶系・レンガ色系

アドバイザー助言



（イメージ）

ベージュ単色

アドバイザー助言を受けて、
ベージュ系・単色を採用

②中堀橋（補修）の色彩

○景観形成における庁内組織（都市デザイン協議会）

目的：越谷市の特性を生かした個性ある景観形成を図ること

協議事項：景観形成の指針の策定に関すること

景観形成の調査・研究に関すること

景観形成について、関係部課相互の連絡調整に関すること

組織構成：関係課22課

公共施設景観形成

特別部会

対象：公共建築物

構成：都市計画課、営繕課、
施設所管課の3課

公共施設景観形成

専門部会

対象：公共建築物以外の公共施設

構成：公共工事関係9課

②中堀橋（補修）の色彩

助言日：令和元年(2019年)11月20日(水)

相談内容：橋梁補修工事(中堀橋)の色彩に係る相談

アドバイザー：田邊 学 氏

【工事概要】

工事場所：越谷市大字恩間新田地内

工事内容：塗装工、舗装工

工 期：令和元年9月25日～令和2年5月29日まで

(参考)

当初竣工：昭和55年(1980年)11月

前回の塗替え：平成16年(2004年)3月

②中堀橋（補修）の色彩

【景観計画の位置づけ】

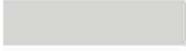
- ・景観区域：一般地域
（住宅地景観ゾーンと
田園・集落景観ゾーンの間）

景観形成方針図



②中堀橋（補修）の色彩

<施工前>

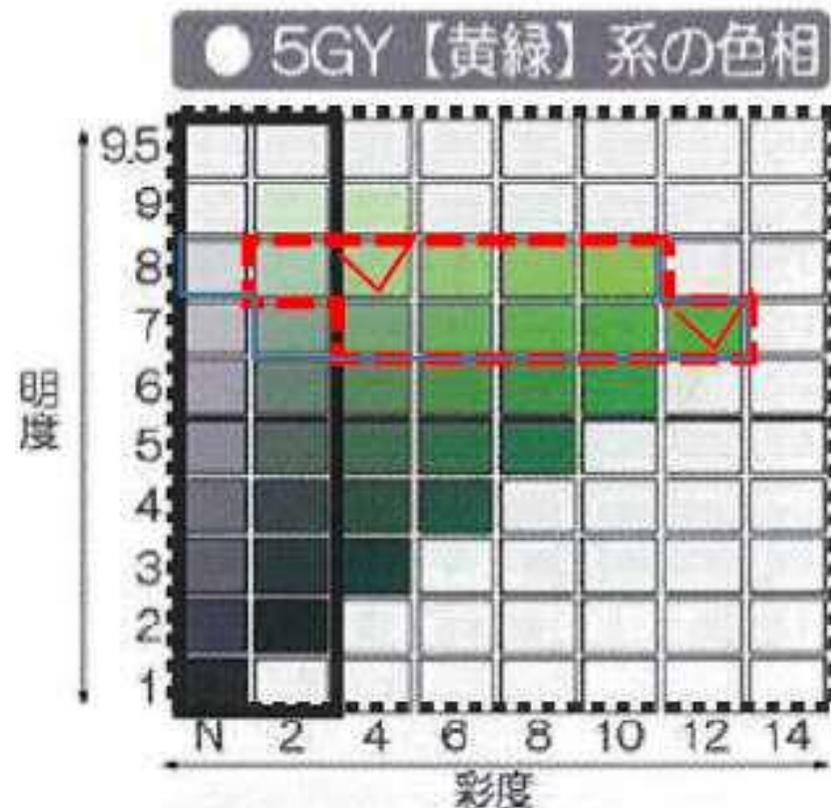
桁	照明柱	ガードパイプ	舗装
5GY8/10 	5YR3/1 	N8.5 	黒 (アスファルト舗装)



②中堀橋（補修）の色彩

＜市の考え方(依頼内容)＞

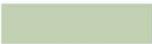
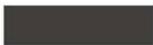
- ・既存色を継承したいため、下表赤枠内での塗り替えとしたい。
- ・橋梁は、シンボル性が高く、地域に根付いた施設のため、必要に応じて、強調色による塗り替えを行いたい。



②中堀橋（補修）の色彩

＜アドバイザーからの回答＞

- ・現況の色彩は、景観計画策定以前に施工されたものであり、**極力景観計画の基準に適合するよう調整**する必要がある。
- ・農地が広がるのどかな環境と落ち着いた戸建て住宅地の境にあり、現状のような**派手な色彩は望ましくない**。
- ・桁だけでなく、照明柱や柵（ガードパイプ）、舗装などの色彩にも配慮する。

部材、施設	桁	照明柱	ガードパイプ	舗装
候補 1	7.5GY8/2 	10YR2/1  (国交省推奨)	10YR8.5/0.5  (国交省推奨)	10YR6/1  (国交省推奨)
候補 2	7.5GY6/2 	10YR3/0.5  (国交省推奨)	5Y7/0.5  (国交省推奨)	

アドバイザー助言を受けて、赤枠内の色彩を採用

②中堀橋（補修）の色彩

＜施工前＞



桁	照明柱	ガードパイプ
5GY8/10	5YR3/1	N8.5

＜施工後＞

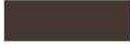


桁	照明柱	ガードパイプ
7.5GY8/2	10YR2/1	10YR8.5/0.5
	(国交省推奨)	(国交省推奨)

②中堀橋（補修）の色彩

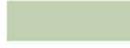
＜施工前＞



桁	照明柱	ガードパイプ
5GY8/10	5YR3/1	N8.5
		

＜施工後＞



桁	照明柱	ガードパイプ
7.5GY8/2	10YR2/1	10YR8.5/0.5
	 (国交省推奨)	 (国交省推奨)

③越谷市新庁舎（新築）

○越谷市新庁舎の建設に関する庁内組織

「越谷市新庁舎建設検討委員会」

目的：基本構想・基本計画をもとに、新庁舎建設を検討すること

景観・環境検討部会

- ・目的：新庁舎建設に係る良好な景観・環境形成の推進について調査及び検討を行うこと
- ・調査・検討事項
 - (1)周辺景観・環境との調和に関する事項
 - (2)越谷らしさを持ったシンボル性に関する事項
 - (3)緑化の推進に関する事項
 - (4)環境負荷の低減に関する事項
 - (5)その他新庁舎建設に係る良好な景観・環境形成の推進に関して必要な事項
- ・構成：関係課7課

③越谷市新庁舎（新築）

【工事概要】

建築名称	越谷市新本庁舎	(仮称)市民協働ゾーン
供用開始	令和3年5月(予定)	令和6年(予定)
工事場所	越谷市越ヶ谷四丁目2-1	
建築面積	約2,300㎡	約1,100㎡
構造	鉄骨造、基礎免震構造	鉄骨造、耐震構造
延床面積	約12,000㎡	約2,500㎡
階数	地上8階	地上3階
最高高さ	約37m	約13m

③越谷市新庁舎（新築）

【アドバイザー依頼の経緯】

依頼時期	内容	アドバイザー
H29.6	周辺環境への影響について	岡田 智秀 氏
H29.9	外壁色彩のイメージについて	田邊 学 氏
H29.12	周辺環境への影響について	岡田 智秀 氏
R1.10	外壁等の色彩について	田邊 学 氏



③越谷市新庁舎（新築）

無機質にならない
色にする

周辺建物（第二・第三
庁舎、中央市民会館）
の色と調和

1階にもテラスを設置

南東側からの眺め（イメージ）



③越谷市新庁舎（新築）

南西側からの眺め(イメージ)

ルーバーはツヤが
出すぎないように配慮

低層部分で材質感・
親しみが感じられる
仕上げ材を

南西コーナーに
シンボルツリーを植栽

夜間景観にも工夫を



公共施設専門部会における景観協議・運用に関する改善点

＜課題＞

- ・景観アドバイザーに関する運用方法について、見直しが必要
- ・景観形成に配慮してもらえるよう、工事担当課への周知が必要

＜対応＞

- ①取組みフローに景観アドバイザーの積極的な活用について明記
- ②工事仕様書に景観配慮に関する記載を盛り込むよう、工事担当課宛に依頼

→工事担当課宛に、
景観アドバイザーの活用と景観形成の配慮について周知